明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○地方税法施行規則の一部を改正する省令（総務九六）　一
○乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働一四一）　八
○農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（農林水産七二）　一六
○日本環境安全事業株式会社法施行規則の一部を改正する省令（環境二三）　一九
〔告　示〕
○日本国政府が国際連合ハイチ安定化ミッションの任務のために提供する要員、装備品及び役務に関する日本国政府と国際連合との間の書簡の交換に関する件（外務四〇六）　三〇
○人を対象とする医学系研究に関する倫理指針を定める件（文部科学・厚生労働三）　三〇
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働四八二）　四三
〔官庁報告〕
産　業
日本工業規格（経済産業省）　五〇
国家試験
普及指導員資格試験合格者（農林水産省）　五〇
航空従事者技能証明等に関する試験の施行（国土交通省）　五一
〔公　告〕
諸　事　項
裁判所
破産、免責、再生関係　五二
特殊法人等
弁理士登録、型式適合認定関係　七九
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　八〇
会社その他
会社決算公告　八二

省令

○総務省令第九十六号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月二十二日

総務大臣　山本　早苗

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第二項第三号中「氏名」の下に「、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下道府県民税及び市町村民税について同じ。）」を加え、同項第五号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改め、同項第八号中「及び生年月日」を「、生年月日及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名、申告者との続柄及び生年月日）」に改める。

第二条の三の二第一項中「給与支払者（次項」の下に「及び次条」を加える。

第二条の三の三第一項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改め、同項第二号中「及び申告者との続柄」を「、申告者との続柄及び個人番号」に改め、「見積額」の下に「（個人番号を有しない者にあつては、住所及び申告者との続柄並びにその合計所得金額の見積額）」を加え、同条第二項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改め、同条に次の一項を加える。

3　給与所得者の扶養親族申告書及び給与所得者の扶養親族異動申告書を受理した給与支払者は、当該申告書に、当該給与支払者の個人番号又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下道府県民税及び市町村民税について同じ。）を付記するものとする。

第二条の三の五第一項中「公的年金等支払者（次項」の下に「及び次条」を加える。

第二条の三の六第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改め、同条第二号中「及び申告者との続柄」を「、申告者との続柄及び個人番号」に改め、「見積額」の下に「（個人番号を有しない者にあつては、住所及び申告者との続柄並びにその合計所得金額の見積額）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　公的年金等受給者の扶養親族申告書を受理した公的年金等支払者は、当該申告書に、当該公的年金等支払者の法人番号を付記するものとする。

第二条の五第二項第一号中「申告書」の下に「（次項において「退職所得申告書」という。）」を加え、「並びにその者」を「、その者」に改め、「住所」の下に「並びに個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及びその者の退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在の住所）」を加え、同条に次の一項を加える。